

【問題前期第2問】

平成30年3月22日、Xは知人から「いいものやるよ」といわれ、覚せい剤の粉末0.044グラムを渡されたが、以前から同知人が麻薬であるヘロインを密輸して儲けているという話を聞いていたので、これをヘロインと誤認して所持していた。一方、かねてからXに恨みを持っていたYは、同知人から「Xに覚せい剤を渡した」という話を聞き、「どうせならこの際、Xを殺して覚せい剤も奪ってやろう」と思い立ち、平成30年3月28日にXに対して「最近いいものもらったらしいな。俺にも見せてくれ」等言い、Yの事務所に覚せい剤を持ってくるよう約束した上、その道中で待ち伏せしていた。待ち伏せしてから20分ほど経つと、Xが現れ、たまたま周囲に人影もなかったことからYは殺意をもってXに向けて用意していた建設用びょう打銃を改造した手製装薬銃から、びょうを一本発射した。同弾丸はXの右肩付近に命中し重傷を負わせた。さらに同弾丸は予想外にも、たまたま前方約30メートルのところにいるAにも命中し、同人は死亡した。なお、Xは重傷を負ったものの、意識ははっきりしており、YはXからの反撃を恐れたため、覚せい剤を奪うことはできなかった。また、Xには覚せい剤所持について営利目的はなかった。

XとYの罪責について論ぜよ。

参考条文	覚せい剤取締法第41条の2 1項	麻薬及
	び向精神薬取締法 第64条1項	
参考判例	最高裁昭和53年7月28日第三小法廷判決	最高裁
	昭和61年6月9日第一小法廷判決	